

【背景】

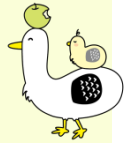
令和6年施行の改正児童福祉法により、「地域子ども・子育て支援事業」における、訪問型支援や短期入所支援等の充実を図るとともに、「親子間の適切な関係構築に向けた支援」について、市町村が計画的整備を行うことが求められることとなった。

【目的】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者へ、情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有できる場を設けることにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

【対象】

年長児から小学3年生の児童保護者（令和8年度）※今後変更の可能性あり
※松戸市在住、全日程に参加可能な方



【実施方法】

- ・参加者同士のグループワーク
※家庭でホームワークあり
- ・1回 2時間程度 ※全7回
- ・定員 5～8名
- ・料金 無料
- ・場所 中央保健福祉センター

【内容例】

- 1回目 自己紹介・大切なことは3つ
- 2回目 ほめることを習慣にしよう
- 3回目 小さなよい変化を見つけよう
- 4回目 指示を上手に与えよう
- 5回目 上手な手助けを工夫しよう
- 6回目 まとめと振り返り
- 7回目 フォローアップ

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 (10) 親子関係形成支援事業

本市の事業名称	親子関係形成支援事業					
事業概要	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等を学び実践するため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。					
対象／単位	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者／参加保護者数（人／年）※各年3月31日時点					
担当課	こども家庭センター					
量の見込み・確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	① 量の見込み	—	16	16	16	16
	② 確保方策	—	16	16	16	16